一般廃棄物処理(収集運搬、処分)業 許可・更新許可申請の手引き

七尾市市民生活部環境課 令和5年1月改訂

内容

第1章	章 一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可申請について
第1	1 許可申請について1
第2	2 事業範囲の変更許可申請について
第3	3 更新許可申請について
第4	4 申請受付場所2
第5	5 申請書類の提出部数2
第6	5 許可申請手数料 <u>-2</u>
第7	7 対象となる一般廃棄物2
第8	8 一般廃棄物処理業の許可に係る一般廃棄物の種類2
第9	9 一般廃棄物収集運搬業の事業区分3
第1	1 0 許可基準について3
第1	1 1 許可証の交付について3
第1	12 一般廃棄物処理施設設置許可について3
第2章	章 一般廃棄物処理業の許可基準4
第1	1 一般廃棄物収集運搬業の許可基準4
第2	2 一般廃棄物処分業の許可基準6
第3	3 遵守事項7
1	業務全般に関する事項7
2	収集又は運搬に関する事項7
3	処分業者に関する事項9
4	事故時の措置9
第3章	5 一般廃棄物処理業許可の申請書及び添付書類一覧 - 10・

第1章 一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可申請について

第1 許可申請について

- (1) 申請は予約制とします。その際は、あらかじめ電話等により環境課廃棄物対策担当に電話などで申請日時の予約をお願いします。
- (2) 郵送による申請は受け付けておりませんので、申請される方が申請書類をご持参ください。
- (3) 申請に必要な書類は、「一般廃棄物処理業許可の申請書及び添付書類一覧」 (P.10) をご覧ください。
- (4) 申請書の様式は、七尾市ホームページからダウンロードしてください。
- (5) 提出いただいた申請書類は、提出時に事前審査を行います。その際、追加資料の 提出をお願いすることがあります。
- (6) 申請書の記載及び添付書類に不備がないことを確認し、手数料の納入が確認できたあと、申請書を受理します。
- (7) 申請書が受理されてから処分(許可又は不許可)がなされるまでの期間は、概ね 40日(閉庁日等を除く)となります。

第2 事業範囲の変更許可申請について

次の場合には事業範囲の変更許可申請が必要です。

- (1) 取り扱う一般廃棄物の種類を追加する場合(品目の限定が付されている場合には、 品目の追加及び限定の解除を含む。)
- (2) 一般廃棄物収集運搬業においては、事業区分の変更(保管・積替えの追加、又は 運搬(荷下ろしに限る。)から収集運搬の区分への変更)及び保管・積替えする一 般廃棄物の追加(品目の限定が付されている場合には、品目の追加及び限定の解除 を含む。)する場合
- (3) 処分業で処分の方法を追加する場合(例:焼却、破砕など)

第3 更新許可申請について

処理業を継続するには、許可証に記載している有効年月日までに更新の許可申請が必要です。

なお、更新許可申請は、有効年月日の40日前から受付します。

更新許可申請に当たっては、有効期間内の「一般廃棄物実務管理者講習」の修了証の写しが必要ですので、受講忘れがないよう注意してください。

第4 申請受付場所

〒926-8611 七尾市袖ケ江町イ部 25 番地

七尾市市民生活部環境課 廃棄物対策担当

TEL: 0767-53-8421 FAX: 0767-53-3315 代表 E-mail: kankyo@city.nanao.lg.jp

第5 申請書類の提出部数

申請書は、正本及び副本をそれぞれ1部提出してください。

第6 許可申請手数料

手数料は、市が発行する納入通知書により、七尾市指定金融機関等へ納入していただきます。納入が確認できたあとで許可申請書を審査します。

なお、不許可となった場合でも、手数料の返還はいたしません。

許可業種	新規許可	更新許可	変更許可
一般廃棄物収集運搬業許可	10,000 円	10,000 円	10,000 円
一般廃棄物処分業許可	10,000 円	10,000 円	10,000 円

第7 対象となる一般廃棄物

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可対象となる廃棄物は、次のとおりです。
- ア 引っ越し等に伴い家庭から排出される臨時ごみ
- イ 事業活動により排出される事業系一般廃棄物
- (2) 一般廃棄物処分業の許可対象となる廃棄物は、市による処分が困難な一般廃棄物です。

第8 一般廃棄物処理業の許可に係る一般廃棄物の種類

一般廃棄物の種類を下表のとおりに分類し、その種類ごとに許可しています。

	許可に係る一般廃 棄物の種類の区分	内容
(1)	可燃ごみ	次に掲げるものを除く可燃性の一般廃棄物
(2)	不燃ごみ	次に掲げるものを除く不燃性の一般廃棄物
(3)	汚泥	し尿及び浄化槽汚泥を除く汚泥
(4)	し尿	し尿及び浄化槽汚泥
(5)	特定家庭用機器廃 棄物	特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号) 第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物

第9 一般廃棄物収集運搬業の事業区分

一般廃棄物収集運搬業の許可に係る事業の区分を次の4つに分類しています。

- ① 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- ② 収集・運搬(保管・積替えを含む。)
- ③ 運搬(保管・積替えを含む。)
- ④ 運搬(荷下ろしに限る。)

※「積置き」について

処理場が搬入受付を行っていない (年末年始など) 期間中、一般廃棄物を運搬車に積載した状態で、特定の施設 (積替え保管場所) に駐車することを「積置き」といいます。「積置き」を行うには、「保管・積替えを含む」の許可が必要です。

事業区分の変更に伴う手続きについて

	①へ変更	つの変更 ②へ変更 ③へ変更		④へ変更
①から		変更許可申請変更許可申請		
②から	変更届	変更届変更届		変更届
③から	変更許可申請	変更許可申請	変更許可申請	
④から	変更許可申請	変更許可申請変更許可申請変更許可申請		

第10 許可基準について

許可申請の内容を審査し、必要に応じて実地検査を行ったうえで、許可基準 (P.4) に適合していると認めるときに許可となります。

第11 許可証の交付について

一般廃棄物処理業の許可(新規・更新・変更)をしたときは、七尾市一般廃棄物収集運搬業許可証又は一般廃棄物処分業許可証を交付します。

また、更新許可又は変更許可の際には、従前の許可証を返却してください。

第12 一般廃棄物処理施設設置許可について

一日あたりの処理能力が 5 トン以上 (焼却施設にあっては、1時間あたりの処理能力が 200 キログラム以上又は火格子面積が 2 メートル以上) の一般廃棄物処理施設を設置する場合には、設置前に一般廃棄物処理施設設置許可申請が必要となります。

一般廃棄物処理施設設置許可申請については、個別にご相談ください。

第1 一般廃棄物収集運搬業の許可基準

		内容	根拠					
	1 t	1 七尾市による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。						
		の申請の内容が、七尾市で定める一般廃棄物処理計画に適合するもので こと。	法第7条第5 項第2号					
許	_	の事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を適確に、かつ、 して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。	法第7条第5 項第3号					
可	(1)施設に係る基準	施行規則第2					
,		①一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれの ない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。	条の2第1号					
基								
準	(2)申請者の能力に係る基準	施行規則第2					
		①一般廃棄物の収集又は運搬を適確に行うに足りる知識及び技能を 有すること。	条の2第2号					
		②一般廃棄物の収集又は運搬を適確に、かつ、継続して行うに足り る経理的基礎を有すること。						
	4 申	請者が次のいずれにも該当しないこと。	法第7条第5					
	(1)心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境 省令で定める者	項第4号					
欠	((2)破産手続廃止の決定を受けて復権を得ない者						
格条	(
項	(4)廃掃法、浄化槽法、その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で 定めるもの ² 若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員によ る不当な行為の防止等に関する法律(第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く)の規定に違反し、又は刑法第 204 条(傷害)、第 206(現 場助勢)、第 208 条(暴行)、第 208 条の 2(凶器準備集合及び結集)、第						

1 「禁錮以上の刑」とは、死刑、懲役、禁錮をいう。

^{2 「}生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの」とは、施行令第4条の6の各号に定める以下のもの。

⁽¹⁾ 大気汚染防止法

 ⁽²⁾ 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
 (3) 海洋汚染等及び開場災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)
 (4) 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)

⁽⁵⁾ 悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号)

⁽⁶⁾ 振動規制法 (昭和51年法律第64号)

⁽⁷⁾ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)

⁽⁸⁾ ダイオキシン類対策特別措置法 (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

222条(脅迫)若しくは第247条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- (5)廃掃法第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消されて場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下(7)、第8条の5第6項及び(10)において同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- (6)廃掃法第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃掃法第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下(7)において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過していない者
- (7)(6)に規定する期間内に廃掃法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、(6)の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人³であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
- (8)その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに 足りる相当の理由がある者
- (9)営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であってその 法定代理人が(1)から(7)までのいずれかに該当する者
- (10)法人でその役員又は政令で定める使用人のうち(1)から(8)までのいずれかに該当する者のあるもの
- (11)個人で政令で定める使用人のうちに(1)から(8)までのいずれかに該当する者のあるもの
- (12)市税の滞納がないこと。

^{3 「}政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者をいう。 (政令第4条の7)

⁽¹⁾ 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)

⁽²⁾ 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の行に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

第2 一般廃棄物処分業の許可基準

	内容	根拠					
	1 七尾市による一般廃棄物の処分が困難であること。	法第7条第10 項第1号					
	2 その申請の内容が、七尾市で定める一般廃棄物処理計画に適合するものであること。	法第7条第10 項第2号					
	3 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を適確に、かつ、 継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。						
	(1)処分(埋立処分を除く。)を業として行う場合	施行規則第2					
	①施設に係る基準	条の4第1号					
	浄化槽に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当 該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。)、 焼却施設その他の処理施設を有すること。						
許	その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分 を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄 物の処分に適する処理施設を有すること。						
可	保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、 流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要 な措置を講じた施設であること。						
基	②申請者の能力に係る基準						
進	一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有する こと。						
	一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理 的基礎を有すること。						
	(2)埋立処分を業として行う場合	施行規則第2					
	①施設に係る基準	条の4第2号					
	埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適 する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。						
	②申請者の能力に係る基準						
	一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有 すること。						
	一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる 経理的基礎を有すること。						
欠格条項	一般廃棄物収集運搬業の欠格条項と同じ	法第7条第10 項第4号					

第3 遵守事項

一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物処理基準に加え以下の事項に努めてください。

1 業務全般に関する事項

- (1) 一般廃棄物処理業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する市の施策に協力しなければならない。
- (2) 一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物の分別収集を徹底し、資源物の回収を積極的に実施しなければならない。
- (3) 一般廃棄物処理業者は、従業員への教育を徹底し、一般廃棄物の適正処理に関する知識及び資質の向上に努めなければならない。
- (4) 作業台帳及び運転日誌を備え、一般廃棄物の種類ごとに必要な事項を記載し、保存すること。なお、帳簿は毎月月末で閉め、1年ごとに閉鎖したうえ、5年間保存すること。(法第7条15項、第16項、施行規則第2条の5、条例) ア 収集又は運搬用の例

一般廃棄物収集運搬日報 (品目)

収集運搬	排出者	運搬先	運搬車両	運搬量	処理料金	備考
年月日	19F山伯	建 搬元	建 版	建 版 里	处连付金	佣巧
/ /				kg	円	
/ /				kg	円	

イ 処分業用の例

一般廃棄物処分日報 (品目)

処分 年月日	持込事業者名	運搬車両	受入量	受入料金	備考
/ /			kg	円	
/ /			kg	円	

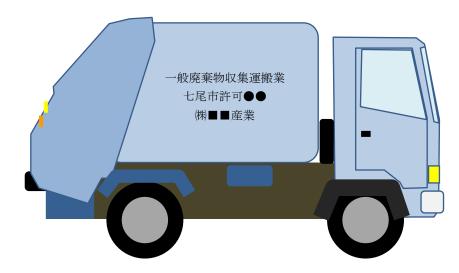
2 収集又は運搬に関する事項

- (1) 収集した一般廃棄物は、市長が認める処理施設に搬入すること。
- (2) 許可に係る運搬車に許可証の写しを備え付けておくこと。
- (3) 許可に係る運搬車には、次のように表示等をすること。

- ア 運搬車のドア及び荷箱又は荷台の両側面に以下をすべて表示(簡単に着脱できるマグネット等での表示は不可。ただし、令和4年3月31日以前に登録のある車両等はこの限りではない。) すること。
- イ 一般廃棄物収集運搬業者の氏名(法人にあっては名称)
- ウ 「一般廃棄物収集運搬業」の表示
- エ 「七尾市許可●●」の表示(●●は許可番号の下2桁)
- オ 一般廃棄物収集運搬業に使用しなくなった運搬車については、ウ及びエの表示を 速やかに抹消すること。
- (4) 運搬車以外の車両には、(3)ウ及びエの表示をしないこと。

【表示規格及び例】

文字のサイズ:1文字 7cm 角以上



車両の向きに関わらず、いずれも表示起点から右に表示すること。

- 「●●可許市尾七」とは表示しないこと。
- (5) 収集作業及び運搬によって生じる騒音の防止・減少に努めること。
- (6) 運搬車を異動させる場合及び運転手等が長時間、運搬車を離れる場合には、テールゲートのスライドカバーを降ろすなど廃棄物の飛散防止、悪臭の発散防止のための措置を講ずること。
- (7) 運搬車の走行については、交通法規を遵守し、安全運転に努めること。
- (8) 運搬車への過積載は行わないこと。
- (9) 運搬車の点検及び整備に努めること。(テールゲート落下防止用の安全棒、汚水タンクのパッキン等)
- (10) 運搬車は作業終了後、荷箱の内側及び外側を確実に洗浄し、悪臭の発散を防止するとともに清潔の保持に努めること。洗車場の排水溝についても、確実な洗浄と清潔の保持に努めること。

- (11) 汚水タンク内の汚水は、適切に処理することのできる施設以外では排出しないこと。
- (12) 各月における収集運搬の状況(実績が無い場合は無い旨)を翌月の10日まで に以下のとおり報告すること。(条例施行規則第22条)

報告すべき者	報告すべき内容	報告書の名称
一般廃棄物収集運搬業者 (以下を除く者)	1 箇月ごとの一 般廃棄物の収集 量又は運搬量	一般廃棄物収集・運搬状況報告書 (様式第 16 号その 1)
	里人は使原里	一般廃棄物(特定家庭用機器廃棄物) 収集・運搬状況報告書(様式第 16 号 その 2)
一般廃棄物収集運搬業者 (し尿及び浄化槽汚泥の収 集又は運搬を業とする者)	1箇月ごとのし 尿及び浄化槽汚 泥の収集量又は 運搬量	し尿及び浄化槽汚泥収集・運搬状況 報告書(様式第 17 号)

注意) 更新となる許可については、これまでに必要な報告書の提出がない事業者にあって は、新たな期間について許可しない。

3 処分業者に関する事項

- (1) 施設の機能を正常に維持するため、適切な保守点検を行うこと。
- (2) 施設に異常があった場合は、補修等の必要な措置を講じること。
- (3) 各月における収集運搬の状況(実績が無い場合は無い旨)を翌月の10日までに以下のとおり報告すること。(条例施行規則第22条)

報告すべき者	報告すべき内容	報告書の名称
一般廃棄物処分業者	1 箇月ごとの一般廃 棄物の処分量等	一般廃棄物処分状況報告書(様式第 18号)

4 事故時の措置

一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物の処理において、一般廃棄物又は一般廃棄物から生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境保全上の支障が生じ又は生ずるおそれがある事故が発生したときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を市長に報告すること。

第3章 一般廃棄物処理業許可の申請書及び添付書類一覧

				必要な	よ書類		
	書類名		収集	運搬	2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 200		rus da
No	青規石			法人	個人	法人	備考
申請	書						
1	一般廃棄物収集運搬業(許可・更新許可)申請 書	規則様式第5号	0	0			新規、更新
2	一般廃棄物処分業(許可・更新許可)申請書	規則様式第6号			0	0	新規、更新
3	一般廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可申 請書	規則様式第8号	0	0	0	0	変更
4	一般廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請書	規則様式第9号	0	0	0	0	変更
添付	資料						
Ι.	事業計画に関する書類						
1	収集運搬業事業計画書	要綱様式第1号	0	0			
2	処分業事業計画書	要綱様式第2号			0	0	
п.	申請者等に関する書類						
3	登記事項証明書 (履歴事項全部証明)			0		0	3か月以内に取得した原本
4	定款又は寄附行為			0		0	原本証明したもの
5	住民票の写し (個人番号記載なし、本籍地記載のあるもの)		0	0	0	0	3か月以内に取得した原本
6	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の 登記事項証明書		0	0	0	0	3か月以内に取得した原本
7	欠格条項に該当しない者である旨の誓約書	要綱様式第3号	0	0	0	0	
ш.	技術的能力を説明する書類						
8	(一財)日本環境衛生センターの講習会の修了 証(写し)		0	0	0	0	新規申請の場合は申 請前1年以内、更新 申請の場合は従前の 許可期間中に修了し たものに限る
IV.	経理的基礎に関する書類						

9	事業の開始に要する資金の総額及びその調達 方法	要綱様式第4号	0	0	0	0	新規申請の場合のみ
10	資産に関する調書	要綱様式第5号	0		0		
11	申請者が法人の場合の 決算報告書			0		0	直前2年の各事業年 度における貸借書(販 表、損益計算書(販 売費及び一般管理 費、売上原価が損計 上されている場合 は、その内訳書)、 株主資本等変動計算 書、個別注記表
12	申請者が法人の場合の 納税証明書			0		0	3か月以内に取得した原本 直前3年の法人税の 納税証明書 直前1年の石川県の 課税する法人県民 税、当市の課税する 市税の納税証明書
13	申請者が個人の場合の 納税証明書		0		0		3か月以内に取得した原本 直前3年の所得税の 納税証明書 直前1年の当市の課 税する市税の納税証 明書
14	長期的財務計画書 (ほかに経理的基礎を確認するため、追加で 資料をお願いすることがあります。)		0	0	0	0	無税理由書、長期的 財務計画書など
v.	営業等に関する書類						
15	組織図		0	0	0	0	廃棄物処理の部署が 記載されたもの
16	従業員名簿	要綱様式第6号	0	0	0	0	
17	契約事業所一覧	要綱様式第7号	0	0			
VI.	事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類	Į					
18	見取図		0	0	0	0	申請に係る事業に用 いる事業所及び事業 場付近の見取図
19	使用車両一覧表	要綱様式第8号	0	0	0	0	
20	車両及び収集運搬容器写真	要綱様式第9号	0	0			カラー写真
21	保管・積替え施設の図面、面積等計算書、カ ラー写真		0	0			保管・積替えを行う 場合に添付すること

22	場内配置図			0	0	処理施設、保管施設 を記載すること
23	中間処理施設の図面、処理能力計算書、仕様 書、処理フロー図、カラー写真			0	0	を記載すること ※都道府県知事の設 置許可を受けた施設
24	保管施設の図面、面積等計算書、カラー写真			0	0	である場合は不要
VII.	事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類					
25	自動車の自動車検査証の写し	0	0			
26	重機の売買契約書又は自主検査記録表	0	0			
27	車両保管場所、保管・積替え施設の設置場所 の登記事項証明書、公図(又は地積測量図)	0	0			3か月以内に取得した原本
28	中間処理施設の設置場所及び廃棄物の保管場 所の登記事項証明書、公図(又は地積測量図)			0	0	3か月以内に取得した原本
29	中間処理施設の売買契約書の写し			0	0	
30	25 から 29 までの賃貸借契約書の写し	0	0	0	0	事業の用に供する施設(車両、土地、施設等)を借用している場合に提出すること

注 1) No.18 から 30 までの書類について

・更新許可申請においては、その内容に変更がない場合、カラー写真を除き提出を省略できます。 ただし、借用している施設については、使用権が継続しているか確認するため、No.25 から 30 は省略できません。 注 2) カラー写真は 3 か月以内に撮影したものとしてください。

	一般廃棄物収	集運搬	:業	(許可・	許可	可更新)	申請書			
							令和	年	月	日
七尾市長							12.11	'	/1	
		申請者	住	訴						
		ם מיו וי		名			F	印		
				プロ :人にあっては	主 <i>た</i>	る事務所の可			その氏名)	
			(12:	17(100) 7 (14	、 上/C	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		X 0 V3X1	3 07 247	
廃棄物の処理及	なび清掃に関する法	律第 7	条第	1項又は第	第2項	頁の規定に	より、一	般廃棄	物収集	運搬
業の(許可・許可	Jの更新) を受けた	いので、	関係	系書類を添	えて	、次のと	おり申請	します。		
		□収集・	・運搬	ぱ(保管・積	替えを	·除く。)				
	事業の区分	□収集・	・運搬	は(保管・積	替えを	·含む。)				
	(いずれかをチェック)	□運搬	(保管	・積替えを	含む。)					
		□運搬	(荷下	ろしに限る。	,)					
	取り扱う一般									
事業の範囲	廃棄物の種類	□可燃ご	ごみ	□不燃ごみ	□汚	でい 口し	尿 □特定	家庭用機	器廃棄物	勿
	(該当するもの全てチェック)									
	積替え又は保管の	□有()	
	有無並びに積替え								,	
	又は保管を行う	□無								
	一般廃棄物の種類									
 事務所の所在地	事務所(支店等)									
及び名称	名 称					電話番号				
<i>2</i> 5 F 13	所在地					-				
	事業場									
事業場の所在地	名 称					電話番号				
	所在地									
	塵芥車 台	i ダンフ	車			4	う バキュー	-ム車		台
車両、船舶、器材	コンテナ車 台	さ その他	ī ()	台そう	1			
の種類及び数量	予備車	ì								
							合計			言そう
収集・運搬の料金	別紙のとおり				•					
事業開始予定年月日										
(許可の更新を申請する										
場合は、記入不要)										

一般廃棄物処分業(許可·許可更新)申請書

令和 年 月 日

七尾市長

申請者 住 所 氏 名

囙

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項又は第7項の規定により、一般廃棄物処分業の (許可・許可の更新)を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

\H I	1 11 10 2/1/1/ 62			
事業の:	事業の内容			
範囲	取扱廃棄物の種類			
事 及	下務所の所在地 、 び 名 称	事務所(支店等) 名 称 所在地	電話番号	
事	「業場の所在地	事業場 名 称 所在地	電話番号	
の 場 (埋	業の用に供する施設 種類、数量、設置 計所及び処理能力 最終処分場の場合は、 計立地の面積 で埋立容量)			
	i設の処理方式、 i造及び設備の概要			
ע	上分の料金	別紙のとおり		
	「業開始予定年月日 (許可の更新を申請 る場合は、記入不要)			

		一般廃棄物収集運搬業の	の事業範囲変更許可申	請書			
				令和	年	月	日
t	尾市長						
		申請者 住	所				
		氏	名	印]		
		(注	と人にあっては、主たる事務所の所在 均	也、名称及	び代表者	の氏名)	
		里及び清掃に関する法律第7条の コンディン	2 第 1 項により、一般廃棄	物収集資	重搬業の	の事業の	の範
囲の	変更の許可	可を受けたいので申請します。 					
許 百	可年月日		午可番号				
н г	1 1)1 1		T THE TO				
	変更			積替	え又は個	保管の有	無並
	事項	□ 事業の区分	□ 取り扱う一般廃棄物の種類	ロびに	積替え	又は保管	を行
	7 /				·般廃棄特	物の種類	į
		□収集・運搬(保管・積替えを除く。)	□可燃ごみ	□有			\
変更	変更前	□収集・運搬(保管・積替えを含む。)	□不燃ごみ	()
変更内容		□運搬(保管・積替えを含む。)	□汚でい □し尿 □特定家庭用機器廃棄物	□無			
谷		□運搬(荷下ろしに限る。) □収集・運搬(保管・積替えを除く。)	□対比豕庭用機器廃棄物 □可燃ごみ	□有			
		□収集・運搬(保管・積替えを含む。)	□⊓燃ごみ	()
	変更後	□運搬(保管・積替えを含む。)	□汚でい□し尿				,
		□運搬(荷下ろしに限る。)	□特定家庭用機器廃棄物				
亦	更理由						
发	史 珪 田						
ì							
変更	予定年月日				年	月	日

		一般廃	棄物処 ?	分業	の事	事業範囲変	更許可	申請書			
ī								令和	年	月	日
七尾市長			申言	請者	氏		Eたる事務所 の		印 及び代表者	音の氏名)	
		理及び清掃に関す 受けたいので申請			条の:	2 第 1 項に 』	こり、一般	廃棄物処分	業の事	業の範	囲の
許可	可年月日	年	月	日	許	可番号					
	変更事項	□ 事業の内容			取扱	廃棄物の種類					
変更内容	変更前										
I	変更後										
	更理由										
変更	予定年月日								年	月	日

収集運搬業事業計画書

収集運搬業務の具体的な計画

	, 111						
事業区分	□収集・運搬(保管・積替えを除く。) □収集・運搬(保管・積替えを含む。) □運搬(保管・積替えを含む。) □運搬(荷下ろしに限る。)						
廃棄物の範囲	□事業系一般廃棄物 □家庭から排出される臨時ごみ						
	一般廃棄物の種類	積替え及び 保管の有無	収 集 量 (kg/月)	運搬先			
	可燃ごみ						
	不燃ごみ						
der 66 VE Lan	汚でい						
収集運搬フロー	し尿						
	特定家庭用機器						
	廃 棄 物						
	廃棄物の飛散防止指	計置					
収集運搬時の	悪臭の発生防止措置	<u> </u>					
環境保全措置	 汚水の流出防止措置 	-					
事故時の対応							
나는 본 사람 lán 제소로는							
収集運搬業務							
の休業日							

処分業事業計画書

- 1 事業概要及び現況
- 2 処分する一般廃棄物の種類、処分の方法及び処分量

一般廃棄物の種類	処分の方法	処分量 (t /月又は m3/月)

3 施設の概要

(1) 法第8条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理施設

番号	施設名	設置年月日	処分方法	処理能力	処理する廃棄物の種類

(2) 法第8条第1項の許可を受けた施設以外の中間処理施設

番 号	施設名	設置年月日	処分方法	処理能力	処理する廃棄物の種類

4 保管場所の概要

番号	保管する廃棄物の種類	保管容量	保管の方法

- ※ 番号は、配置図及び平面図等の構造図の番号と一致すること
- 5 処分業務の具体的な計画
- (1) 処分業務を行う時間
- (2) 休業日
- (3)組織図
- (4) 従業員数(処分業に係る従業員数) 別紙のとおり
- 6 環境保全措置
- (1) 中間処理施設
- (2) 保管施設において講ずる措置
- (3) 最終処分場において講ずる措置

欠格条項に該当しない者である旨の誓約書

七尾市における根拠規定により、申請者、下記申請者の役員、政令第4条の7に定める使用人及び法定代理人は、欠格条項に該当しない者であることを誓約いたします。

	ш.			-
+,	圧	т	ŧΕ	兲

申請者	年	月	日
住 所 (法人にあっては所在地)			
氏 名 (法人にあっては名称及び代表者名)			印

役職名 (担当業務)	氏 名	住所

(申請者の役員(会計参与・監査役・監事を含む)、政令第4条の7に定める使用人、法定代理人の名簿)

様式第4号

事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法

F	为 訳		金額 (千円)							
	の開始に要する の総額									
	土 地									
	事務所									
	収集運搬車両									
	積替保管施設									
	自己資金									
		借入金額	借入先							
調	借入金	借入残高	利率							
達		年間返済額	返済期限							
方	その他									
法	増資									
備	考 内訳欄の事]	頁については、事	事業計画に応じ適宜変更すること							
○ 重	○ 事業の開始に当たって、新たな資金を必要としない場合は、その理由を記載すること。									
<u></u>	一大の開始に当た	ノ (、別になり立	でも必要としない物面では、 とり柱田で 							

	資	産に関す	る調	書		
				年	月	日現在
資産の種別	内	容	数	量	価格、金額	(千円)
現金預金						
有価証券						
未収入金						
売 掛 金						
受取手形						
土 地						
建物						
備品						
車 両						
その他						
	資産	計	•			
負債の種別	内	容	数	量	価格、金額	(千円)
長期借入金						
短期借入金						
未 払 金						
預り金						
前 受 金						
買掛金						
支払手形						
その他						
	負 債	計	•			

年月日住所氏名

印

従業員名簿

(注)事業主及び役員も記載すること。(ただし、事業主及び役員以外の従業員は、一般廃棄物処理業に従事する者のみ記入)

一廃講習とは「一般廃棄物実務管理者講習」のことで、直近の修了年を記載すること。

rrf	Ħ	<i>t</i> .	左口口	/ } -	- r		職名又は		一廃	₩.
氏	名	王	年月日	住	PT		職務内容		講習	摘要
往	5 員		事務員	運転手	<u> </u>	作	業員	マ	の他	合 計
	~ 只		尹切只	(工程)丁		162	小 只	_	- 2 103	н н

	役	員		事務員		運転手		作業員	その他	合	計	
計												
			人		人	,	人	人)			人

契約事業所一覧表

当該一般廃棄物を6月以上にわたり月1回以上収集する契約について、すべて記載すること。

	WE ON WEIGHT TO THE TOTAL WA		対扱う廃棄			
事業所名	所 在 地	可燃 ごみ	不燃ごみ	汚でい	し尿	特定家庭用機器廃棄物

使用車両一覧表

(許可番号) 第 号 (許可事業者名)

【注意】・(許可申請時) 登録する全ての車	両を記入してください	١,
-----------------------	------------	----

・(車両の変更時)廃止、継続、新規の全ての車両を記入してください。その際、廃止 車両には「廃止」、登録を継続する車両には「継続」、新規登録車両には「新規」 と、当該車両の備考欄に記入してください。

例)	キャブオーバ	石川 100	あ 1234	2000 kg	廃止
	脱着装置付コンテナ専用車	石川 88	い 1234	4000 kg	継続
	塵芥車	石川 88	う 1234	1950 kg	新規

・「車体の形状」は車検証の同名欄の表示のとおり記入してください。

車体の形状	自動車登録番号	最大積載量	備考
		kg	
		Ng	
		kg	
		kg	
		kg	
		Ng	
		kg	
		kg	
		kg	
		kg	
		l wa	A = 1

合計 台

その他運搬施設の概要(運搬容器等)

車両及び収集運搬容器写真

(許可番号) 第	<u>号</u> (許可事業者名)	
		自動車登録番号
	(カラー写真貼付欄) 斜め前方から 器材全体を撮影したもの	
	(カラー写真貼付欄) 斜め後方から 器材全体を撮影したもの ※斜め前方写真の対角から撮影	彩

(注) 車両ナンバー (ナンバープレート) が確認できること 「一般廃棄物収集運搬業」等の必要事項が確認できること

長期的財務計画書

		年	月	日
	申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及)	び代表者	の氏名)	印)
1	・繰越損失金額円 (年 月 (次期への繰越損失がある場合又は債務超過の場合)・経常損失金額円 (年 月 (2年間の平均経常損益が赤字、かつ直前の経常損益が赤字	日現在	生)	
2	・繰越損失金 が発生した理由 ・経常損失金			
3	今後の事業改善計画			
4	今後の収支計画	(単位	:)
	第 期(~)第 期(~)第 売 上 高	期(~)
	+ 1 F F			

1 仅少权人们回										(単位:)	
	第	期(\sim)	第	期(\sim)	第	期(\sim)
売 上 高												
売 上 原 価												
売上総利益												
販売費及び一般 管理費												
営 業 利 益												
営業外利益												
営業外費用												
経 常 利 益												
特別利益												
特別損失												
税引前当期利益												
繰越損失金額												

※ 繰越損失又は経常損失が解消する時期まで記載すること。

七尾市市民生活部環境課

〒926-8611 石川県七尾市袖ケ江町イ部 25 番地

TEL: 0767-53-8421 FAX: 0767-53-3315

代表 E-mail: kankyo@city.nanao.lg.jp